調達要求番号：　６ＮＱ８１ＡＴ００２２

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
通信電子器材の撤去役務		郡山駐業総－００００３	
		防衛大臣承認	
		作　　成	令和８年９月４日
		変　　更	
		作成部隊等名	郡山駐屯地業務隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，第３０５基地通信中隊において使用する通信電子器材及び国財で管理してない付帯設備（以下，“器材”という。）の撤去役務（以下，“この役務”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次によるものとする。

a)　この役務は既存の器材の撤去及び指定場所までの搬出とする。

b)　契約の相手方は，この役務を履行するにあたり，器材の撤去に関する技能，能力及び知識をもつ。

c)　契約の相手方は，この役務を履行するにあたり，必要な資材などは，契約の相手方で準備し，この仕様書に規定していない事項は，契約の相手方が規定する社内規格及び商慣習による。

d)　契約の相手方は，この役務で，撤去により発生した部品及び副資材等は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の**附属書**Ｂによって処置する。

e)　契約の相手方は，この役務を履行するにあたり，別の契約の請負者と出会い作業となる場合は，監督官の指示に従い，関係請負者間において十分協議を行い，相互に円滑な作業の実施に努める。

f)　契約の相手方は，この役務を履行するにあたり，低圧電力ケーブルなどの撤去に関しては，“電気主任技術者”の資格をもつ者の管理下に“電気工事士”の資格をもつ者が実施する。

2.2　撤去場所，撤去器材，数量

撤去場所，撤去器材，数量などは，調達要領指定書によって指定し，細部は，官側との調整による。

2.3　撤去時期

撤去時期は，調達要領指定書によって指定する。

2.4　撤去器材の搬出先

撤去器材の搬出先は，調達要領指定書によって指定する。

2.5　実施要領

2.5.1　施設などの保護

施設など等の保護は，次による。

a)　契約の相手方は，この役務を履行するに当たり，官側の保有する施設，物品の損傷防止に留意し，養生などを行わなければならない。

なお，作業において施設，物品に損傷が発生した場合は，速やかに監督官及び施設管理者に報告するとともに，契約の相手方の責任において復旧しなければならない。

b)　この役務の終了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，養生などの撤去を役務期間内に完了する。

2.5.2　作業内容

作業内容は，**表1**に示す作業項目について行うものとし，細部は官側との調整による。

なお，作業項目を変更する場合は，調達要領指定書によって指定する。

表1－作業内容

番号	作業項目	実施内容
1	現地調査	契約の相手方は，契約締結後速やかに官側と調整のうえ，現地調査を実施する。
2	計画・管理	契約の相手方は，現地調査実施後速やかに，管理事項を定めた撤去作業計画書を作成する。
3	受入点検	契約の相手方は，官側の立会いの下，撤去対象器材の物品番号，一連番号，状態などを確認する。
4	配線・固定金具等撤去	契約の相手方は，撤去器材に接続されている機器間通信ケーブル，室内分電盤から各装置への電源ケーブル，設置用架台などの固定金具を撤去する。この際，更新器材で使用する場合は残置する。 なお，配線撤去は，漏電がないように実施する。
5	撤去器材の搬出	契約の相手方は，撤去器材を官側の指定場所へ搬出する。この際，当該器材の転倒防止等必要な処置を実施するものとする。
6	発生材等の処置	契約の相手方は，撤去器材及びこの役務で発生した材料のうち官側に返納する物品について，官側の指定場所まで移動し，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の**附属書**Ｂの区分に基づき，種類別に仕分ける。

2.6　作業完了報告書

作業完了報告書は，施工前，施工中及び施工後に見え隠れする部分及び監督官の指示によって撮影した施工写真を添付する。

なお，被写体の寸法が判明するようスケール，ポール及び箱尺などを使用し撮影する。

2.7　仮設電源

仮設電源が必要な場合は調達要領指定書によって示す。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，**表2**を基準とし，変更する場合は，調達要領指定書によって指定する。

表2－提出書類

番号	名称	提出時期	提出先	提出形式	数量	摘要
1	撤去作業実施計画書	作成後，速やかに。	郡山駐屯地業務隊	紙又はデータ（PDF）	1部	様式は，適宜
2	作業完了報告書	役務作業終了後，速やかに。	郡山駐屯地業務隊		1部	様式は，適宜

4.2　安全管理

役務の工程における契約履行中の安全管理は，契約の相手方の責任で適切に実施する。

4.3　官側の支援

契約の相手方は，この契約の履行に当たり，次の事項について官側の認める場合，官側の支援を受けることができる。この場合，契約の相手方が支援を希望する1か月前を基準として，契約担当官等に申請する。

a)　官側の保有するデータ，資料などの閲覧に関する事項

b)　契約の相手方自身で行うことが不可能であり，官側の支援が必要な事項

c)　官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項

d)　駐屯地などにおける保全施設立入りの申請受付，許可などに関する事項

e)　その他契約履行に必要な事項

4.4　立入制限区域への立入りなど

立入制限区域への立入りなどは，次による。

a)　立入制限区域への立入申請及びデジタルカメラ等の機器の使用申請は作業開始前1か月を基準として官側に申請する。

b)　申請先については，調達要領指定書によって指定する。

4.5　不具合などの処理

この契約の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.6　調整先等

本役務に関する調整先については調達要領指定書によって示す。

4.7　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６ＮＱ８１ＡＴ００２２
	調達要求年月日	令和８年９月１６日
	作成部課	郡山駐屯地業務隊総務科
	作成年月日	令和８年９月４日
品名		通信電子器材の撤去役務
仕様書番号		郡山駐業総－００００３

指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。

2.2　撤去場所，撤去器材，数量

撤去場所等については**表１**による。

表１－撤去場所等

項目		内容
撤去場所		烏峠通信所
撤去器材	型式	GRA-344
	製造会社	
	取得番号	11-09-2-2
	業者型式	
数量		1

2.3　撤去時期

撤去時期については更新器材の据え付け日と撤去日との間隙を最小限にするよう実施するものとし，細部は官側との調整による。

2.4　撤去器材の搬出先

撤去器材の搬出先は，郡山駐屯地業務隊指定場所とし，細部は官側との調整による。

4.4　立入制限区域への立入りなど

b)　東北方面システム通信群　第２科

022-231-1111　内線 3713　柴田１曹

4.6　調整先等

郡山駐屯地　業務隊　総務科

024-951-0225　内線 492　坪井２尉

東北方面システム通信群　第３１５基地通信中隊　郡山派遣隊

024-951-0225　内線 393　磯貝２曹